

[33]

氏名	任 夢溪 <small>にん むけい</small>
博士の専攻分野の名称	博士（文化交渉学）
学位記番号	東アジア文化博第25号
学位授与の日付	平成29年3月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	日本近世における儒教と女子教育
論文審査委員	主査教授 吾妻 重二 副査教授 陶 徳民 副査教授 篠原 啓方

論文内容の要旨

任夢溪氏の論文「日本近世における儒教と女子教育」は、江戸時代において儒教の女子教育思想がどのように受容され、また展開したのかを考察するとともに、その日本近代における影響についても論じた文化交渉学的研究である。

内容構成は以下のとおりである。

序論

第一章 儒教的女子教育の起点—『礼記』に見る女子教育思想

第一節 男女関係について

第二節 夫婦関係について

第三節 夫婦の道

小結

第二章 儒教的女子教育の発展—朱子学における女子教育

第一節 朱熹家の女性たち

第二節 女子教育の問題について

第三節 朱熹が称賛する女性

小結

第三章 女訓書の成立と—『列女伝』と『女四書』を中心として

第一節 劉向『列女伝』

第二節 『女四書』の内容および日本への伝播

小結

第四章 中村惕斎の女子教育思想—『比賣鑑』を中心として

第一節 中村惕斎について

第二節 『比賣鑑』について

第三節 述言篇における教育倫理

小結

第五章 貝原益軒の女子教育思想—「教女子法」を中心として

第一節 『和俗童子訓』について

第二節 「教女子法」からみる益軒の教育思想

第三節 益軒の理想的女性像

小結

第六章 幕末明治における女子教育思想の転換について

第一節 儒教思想に基づく女子教育観—西村茂樹の女子教育論をめぐって

第二節 儒教思想に対立する女子教育観—福沢諭吉の女子教育論をめぐって

第三節 儒教思想と啓蒙思想の結合—森有礼の女子教育論をめぐって

小結

第七章 女子教育の近代化と渋沢栄一—「女大学」から日本女子大学の創設へ

第一節 渋沢栄一の女性観および女子教育観の変遷

第二節 女子教育事業に貢献した渋沢栄一—日本女子大学を中心に

小結

結論

参考文献

初出一覧

あとがき

第一章「儒教的女子教育の起点—『礼記』に見る女子教育思想」では、『礼記』を中心として、儒教における女子教育の原理がどのようなものであったが検討される。儒教は女性に対して強圧的に服従を要求するものではなく、夫には妻に対する配慮と家庭内での強い責任が求められるという。確かに「三従の道」に見られるように、女性は男性に対して従属的ではあるが、しかし陰と陽がどちらも不可欠であるように、夫と妻はそれぞれの立場で役割を果たしつつ、互いに愛情と敬意をもって交わり、家庭を和睦・維持していくことが求められており、そこには「男尊女卑」という言葉では覆い尽くせない男女関係があるという。

第二章「儒教的女子教育の発展—朱子学における女子教育」では朱熹の女性観、女子教育および再婚に関する思想が考察される。朱熹の女性観は宗法家族倫理に沿って構築され、家庭内での役割を果たし、家族に責任感を持つ女性を理想とするところから「貞節」の観念を強調したことが論じられる。そして、女子には教育が必要であると主張し、そのための書物として『論語』『孝経』『列女伝』『女誠』『温公家範』などを推薦するとともに、みずからも女訓書を編纂しようとしたことが明らかにされる。再婚に関しても、伝えられるように、朱熹が必ずしもあらゆる再婚に反対したのではなかったことが指摘される。

第三章「女訓書の成立と展開—『列女伝』と『女四書』を中心として—」では、女訓書の双璧とされる前漢・劉向『列女伝』と明・王相『女四書』を取り上げ、両書の成書、内容およびその伝播の様相が検討される。両書は女性の自己犠牲や隠忍を評価し、夫や舅

姑への曲従や再嫁しない決意を強調しており、伝統中国における女性の基本的あり方と人格形成に大きな役割を果たしたという。また両書の影響力は中国のみに止まらず日本にも及んだこと、さらに近代になっても女学校の修身教科書として用いられていたことが明らかにされる。

第四章「中村惕斎の女子教育思想—『比賣鑑』を中心として」では、江戸時代前期の朱子学者・中村惕斎が著した女訓書『比賣鑑』をとり上げられる。『比賣鑑』が朱熹の女子教育の構想を受け継ぐ著作であることを具体的に明らかにするとともに、女徳や女礼のみならず、古今和漢にわたる歴史故事や賢女の事迹、さらに文学、歴史、陰陽鬼神など様々な分野にも触れるという親切通俗さをもつ点が重要な特質であるという。また、惕斎が「七去」の中の「子無し」と「疾」という「二去」に疑問をもち、自力で改変しにくいこの「二去」に疑問を呈しているのは、当時の儒者としては画期的なことだったとしてこれを評価する。

第五章「貝原益軒の女子教育思想—「教女子法」を中心として」では貝原益軒の女訓思想を分析しつつ、儒教の女性観が日本においてどのように受容されたのかを論じる。すなわち、益軒は儒教・朱子学における教育論に盲目的に追従せず独自判断を持っていたとし、それは『和俗童子訓』に見られる「子を愛する道」や、性別・階層を超えた早期教育の必要性の主張に顕著に表れているという。また、益軒は「七去」を「五去」に改め、「子なし」と「悪疾」は天命による先天的なものとしてこれを削除した。益軒は儒教思想の根幹にかかわる綱常倫理は尊重しつつ、制度運営に当たる礼法制度に柔軟性を持たせ、そのことにより日本における儒教的女性観の定着に大きな役割を果たすことになったという。

第六章「幕末明治における女子教育思想の転換について」は西村茂樹、福沢諭吉、森有礼の女子教育観を取り上げ、彼らの教育理念の特色と意義の分析を試みている。儒教的女性観の共鳴者であった西村、欧米の女子教育思想の支持者であった福沢、良妻賢母主義の擁護者であった森と、彼らの主張は互いに違うが、三者とも女子教育を国家の安危に関わるレベルにまで引き上げ、女子を将来の賢母に教育するという点においてもおおむね一致していたという。また、儒教が幕末明治の日本女子教育史上において果たした役割をすべて無意味なもの、無価値なものであったとすることもできないと指摘する。

第七章「女子教育の近代化と渋沢栄一—「女大学」から日本女子大学の創設へ」では実業家渋沢栄一を取り上げ、その女性観の変遷と女子教育への貢献、および女子教育の近代化について検討し、その女子教育観・女性観が「女大学」式から「和魂洋才」式、さらに「国民」式へと変遷していったことを解明する。そして、国民として女性を育てるという観点が、渋沢における女子教育の近代化および日本女子大学の創設へとつながっていったと論じている。

最後に、家を和睦、発展させることこそが日本近世における儒者たちの女訓思想および女性観に見られる最大の特徴だったと総括するとともに、西洋の価値観を過大視するあまり、儒教が果たした継続的役割は無視され、その結果、儒教本来の女訓思想も歪曲されているケースも多いとして注意を促している。

論文審査結果の要旨

任氏の論文は日本近世において儒教の女子教育論がどのように展開したのかを詳細に考察した論文であり、重要な内容を含んでいる。主なものとしては以下の三点があげられる。

第一に、構想の広さと手堅さがある。日本近世における儒教と女子教育について論じるためには、まず儒教の女性観および女子教育論がいかなるものだったのかを知らなければならず、日本近世における朱子学の影響の大きさを考えれば、朱子学（朱熹）の場合はどうであったのかを看過することができない。また日本近世の女子教育論がその後どのような展開をたどったのかの考察も必要であろう。本論文は第一章と第二章、および第六章と第七章をこれらの考察にあてており、すぐれた構想として評価できる。「男尊女卑」という、儒教に関する従来の通説が単純すぎるという重要な指摘も、このような広い構想と着実な考察の中から生まれたものである。

第二に、中村惕斎『比賣鑑』に関する考察が重要である。この書は従来、書誌学的調査を除けばほとんど論じられてこなかった。しかし伊藤仁斎と名声を等しくした惕斎の位置、あるいは江戸時代および明治初期における同書の影響力を考えれば、その考察はきわめて重要な意味をもつ。本論文では同書成立の経緯や内容を詳細に分析するとともに、朱熹の構想をかなり忠実に受け継いでいることを初めて明らかにしており、江戸時代における女訓書研究としても、また惕斎研究としても高く評価できる。

第三に「七去」についての指摘があげられる。「七去」とは夫が妻を一方向的に離婚できるとする七つの理由をいうが、このうち「子なし」と「悪疾」につき惕斎は疑問を持ち、益軒は大胆にも削除してしまった。これは儒教の日本の変容の一つであり、一言で儒教の女性観・女子教育論といっても、中国と日本では異なる可能性を考慮すべきである点に改めて注意を促すものとなっている。

問題点としては、儒教の女性観につき、より詳細に論じる必要があるという点がある。儒教は長い歴史をもち、貞女や烈女に関する観念も時代によって異なる。妻や母の地位についても滋賀秀三『中国家族法の原理』などの研究をふまえて深化させる必要がある。このほか、実際にどのような女子教育が行われたのかという教育史的研究、また、特に日本近代に関しては時代状況や政治環境などをふまえつつ、よりダイナミックに検討することが求められよう。しかし、これらはいずれも大きな問題であり、ここで明らかにされた知見を起点に今後、これらの課題についてもいっそうの展開が期待できるといえる。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。